

総合施設(仮称)について

少子化のため、集団の中でともに育つ体験を得るのが困難な状況にある。

地方

都市

・就業構造の変化を踏まえ、親の就労形態を問わず幼児教育・保育の機会を提供したい。
・在宅家庭への子育て支援、待機児童の解消、など多様なニーズに対応したい。

総合施設(仮称)

○就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組み

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供

- ・ 幼児教育・保育を総合的に提供
- ・ 0歳～就学前の児童すべてを対象
- ・ 保育に欠ける子も欠けない子も受入

地域における子育て支援

- ・ すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場を提供

以上の機能を備える施設を、総合施設として都道府県が認定。

認定施設については、設置促進策や特例措置を検討。

幼稚園

- ・ 幼児教育
- ・ 3歳～就学前の子ども
- ・ 保育に欠けない子ども

機能付加

機能付加

保育所

- ・ 保育
- ・ 0歳～就学前の子ども
- ・ 保育に欠ける子ども

※ 17年度に試行事業を先行実施、18年度から本格実施